

## 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく勧告＞

総務省では、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

農林水産・環境・防衛担当評価監視官室

担 当：岡田

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)

## 「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視」結果概要

### 背景

- 食料の多くを海外に依存している我が国においては、優良農地の確保と有効利用の促進による国内食料供給力の強化が必要
- しかし、我が国の農地面積は減少傾向。耕作放棄地は拡大し、農地集積の加速化も必要
- 平成21年6月の農地法等の改正（同年12月施行）により農地制度を見直し
  - ① 農地の最大限の有効利用（農地流動化による集積の促進、遊休農地対策の強化等）
  - ② これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保（農地転用規制の厳格化等）



農地制度の見直し（平成21年12月）が実効性あるものとなるよう、23年10月時点の新事業の立ち上がりの状況や関係施策の実施状況等を調査

### 調査対象等

- 調査実施時期  
平成23年10月～25年4月
- 調査対象機関  
農林水産省、13都道府県、21市町村、59農業委員会、30団体

### 主な勧告事項

- 1 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施
  - 農地集積目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証、検証結果の反映
  - 農地利用集積円滑化事業の実績が上がっていない都府県について、その原因・理由や、各団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえ推進方策を検討
- 2 農地法に基づく遊休農地に関する措置の適正かつ効果的な実施
  - 農地の利用状況調査の適正な実施及び把握した遊休農地の所有者に対する指導等の徹底
- 3 違反転用に対する処分等の適正な実施
  - 違反転用に対する指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施の確保
  - 転用許可事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導の徹底

# 1 持続可能な力強い農業の実現のための施策の着実な推進

## (1) 農地の流動化の促進に係る取組の効果的な実施

### ○ 競争力・体質強化のため、平成23年10月に、今後の地域の中心となる経営体への農地集積目標を設定

土地利用型農業\*について、平成28年度までに、平地で20~30ha、中山間地域で10~20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指す（「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」食と農林漁業の再生推進本部決定）

具体的には、20ha以上の規模の経営体が耕作する農地面積の割合を平成22年約3割から28年度までに8割程度を目指す

※ 稲作のように、広い耕地面積を利用して生産を行う農業

### ○ 農地の流動化の促進のため、農地法の特例として農地利用集積円滑化事業が導入

本事業は、市町村段階の農地利用集積円滑化団体（市町村や農協等）が、複数の地権者から委任を受け、地権者を代理して、農家と貸借契約等を締結する農地所有者代理事業が基本事業。これは、農地の中間保有リスク（農地を中間保有することによる、買入れ農地の売買差損の発生、借入れ農地の管理経費等の負担）を伴わずに農地の面的集積を促進する手法として新たに措置。基本事業のほか農地売買等事業と研修等事業があり、計3事業で構成

### 主な調査結果

■ 目標達成のためには、5年間（平成23年~28年度）で174万haの農地の流動化が必要。過去5年の実績のすう勢を踏まえると（17年~22年で24万ha）、農地の流動化対策を加速化させ、迅速かつ確実な実施が必要

報告書P3

■ 農地利用集積円滑化事業の実績が低調なものあり

- 47都道府県のうち、事業実績がないものが4都県  
＜調査時点：法施行後約1年後＞

報告書P5~6

- 調査対象20団体のうち、
  - 本事業の基本事業である農地所有者代理事業の実績がないものが過半数  
報告書P7（20団体中11団体）
  - このうち、基本事業も含め本事業の実績が全くないものが3団体  
報告書P7 ＜調査時点：法施行後約1年半＞

### 勧告要旨

- 農地集積目標の達成に向けた関係施策の取組の進捗状況の検証、検証結果をそれ以降の取組に反映
- 農地利用集積円滑化事業の実績が上がっていない都府県について、その原因・理由や、各団体における取組の実態を更に把握・分析し、その結果を踏まえ推進方策を検討

(2) 農地法に基づく遊休農地に関する措置の適正かつ効果的な実施

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国の農地面積は、減少傾向(平成12:483万ha→平成22:459万ha)</li> <li>○ 耕作放棄地面積は、近年、その増加率は鈍化しているものの、一貫して増加傾向(平成12:34万ha→平成22:40万ha) 平成22年の耕作放棄地のうち約7割は、土地持ち非農家、自給的農家の農地</li> <li>○ 改正農地法では、農地の農業上の利用の増進を図るための指導、通知、勧告等の対象を区域内の全ての遊休農地に拡大 農業委員会が、毎年1回、区域内の全ての農地の利用状況を調査し、全ての遊休農地を対象として、所有者に対する指導、通知、勧告等の手続を一貫して実施する仕組み</li> </ul>
--------	--

主 な 調 査 結 果	<p>■ 全ての農地までは利用状況調査の対象にしていない農業委員会あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度の利用状況調査において、区域内にある農地の全てを調査対象とはせず、その利用状況を把握していない農地があるものが調査対象28農業委員会中10委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 28</span></li> <li>・ このうち、調査実施率(区域内の全農地面積に占める調査実施面積の割合)50%未満は2委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 28</span></li> </ul> <p>■ 遊休農地の所有者に対する指導が低調な農業委員会あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年度の利用状況調査の結果に基づく指導が適切に行われていなかったものが調査対象28農業委員会中21委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 29</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 指導対象の農地に全く指導をしていないものが9委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 29</span></li> <li>ii) 指導対象の農地で未指導の農地があったものが12委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 29</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>このうち、指導率(指導対象農地面積に占める指導実施面積の割合)が50%未満のものが8委員会 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P 29</span></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	勧 告 要 旨
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林水産省は、以下について農業委員会に対し更に指導・助言が必要             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用状況調査について、農地法にのっとり、その区域内にある全ての農地を調査対象として実施することを徹底</li> <li>・ 農地の利用増進を図るための指導の徹底。当該指導を行ってもなお利用増進が図られない場合は、遊休農地である旨の通知又は公告等の措置を実施することを徹底</li> </ul> </li> </ul>

### (3) 違反転用に対する処分等の適正な実施等

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農地の転用は、漸減傾向にあるものの、年間1万ha以上の転用 平成22年：約1万2千ha</li> <li>○ 無許可の違反転用は、毎年600ha(8,000件)程度発見(平成20年は566ha(8,197件)、うち翌年度に違反状態持ち越し97ha(846件))</li> <li>○ 農業委員会は、違反転用を把握したときは都道府県知事等に報告。これを受けた都道府県知事等は、違反転用者に対し農地への原状回復を促す指導・勧告。さらに、勧告に従わず、特に必要があると認めるときは、工事等の停止又は原状回復命令等の処分を実施</li> <li>○ 許可された農地転用については、許可権者(農業委員会等)が事業進捗状況の把握・管理を行うこととされ、事業未着手や遅延等の場合、事業者文書指導、勧告等を実施</li> </ul>
--------	---

主 な 調 査 結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違反転用に対する処分等が不十分なものあり             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反転用のうち89事案を抽出した結果、i) 転用が原則不許可とされている農用地区域内の農地の違反転用事案であって、ii) 違反状態が3年以上継続しており、iii) 関係機関において複数回の文書指導や勧告を行っているものの違反状態が是正されず、原状回復等の処分が実施されていないものが12件 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P96</span></li> </ul> </li> <li>■ 進捗していない転用事業に対する文書指導等が低調             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業未着手や遅延等転用事業が進捗していないもののうち177件を抽出した結果、                 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 口頭指導の継続実施等は行われているものの事務処理要領で定められた文書指導等が未実施のものが98件 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P99~100</span></li> <li>ii) このうち、事業着手予定日・完了予定日から、当省調査時点で既に10年以上経過しているものが21件 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P100~101</span></li> <li>iii) i)の文書指導等未実施の98件の中には、許可時の転用目的と異なる目的に無断で供されているものが2件 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">報告書P101</span></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
----------------------------	---

勧告要旨
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県及び農業委員会に対し処分等による違反転用への対応の徹底について指導し、都道府県等による指導・勧告や処分の適切かつ厳格な実施を確保</li> <li>○ 地方農政局等、都道府県及び農業委員会において、転用許可時に付した条件に基づく転用事業の進捗状況の把握・管理及び事業計画どおりに進捗していない事案に対する厳格な指導の徹底</li> </ul>